

WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について

令和元年 8 月 27 日
文化庁著作権課**第 38 回著作権等常設委員会（SCCR）結果概要**1. 日程

平成 31 年 4 月 1 日（月）～4 月 5 日（金）

2. 概要

今次会合では、これまでと同様に、放送条約、権利の制限と例外、その他の議題についての議論が行われた。

3. 各論(1) 放送条約

ア. 経緯等

1998 年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たなルール（条約）の策定を目指して議題化され、2007 年以降は、一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））にしたがって議論が行われている。

イ. 議論の概要

各国のオープニングステートメントが行われた後、逐条での詳細な議論は、インフォーマル形式にて行われ、各国からの修正提案が反映された統合テキスト案（SCCR/38/10：参考資料 4 参照）が議長によって取りまとめられた。今次会合の結果、選択肢が複数列記される箇所やブラケットに囲まれる箇所はいまだ残るものの、論点は絞られてきている。また、WIPO 総会に向け、主要な部分に関して合意が得られることを条件として 2020 年又は 2021 年の外国会議開催に向けて議論を行う旨の勧告が合意された。

テキスト案に関する主な議論内容は以下のとおり。

<インターネット上の送信¹の保護について>

異時送信の保護について、見逃し配信の定義について新たな提案がなされたものの、異時送信を保護の範囲に含めることに合意は得られず、異時送信の保護については次回会合において引き続き議論することとなった。

¹ 現在の議論では、インターネット上の送信を、(i) サイマルキャスト（放送番組の同時のウェブキャスト）、(ii) ニアサイマルキャスト（時差等により時間を少しずらして行われるウェブキャスト）、(iii) 異時送信に分類している。

<与えられる権利について>

米国からの提案（SCCR/37/7）に関して、前回提案からの追加として、インターネットによる海賊行為に対応するために合意声明の提案がなされた²。与えられる権利の議論については、放送機関に与えられる権利を明確にすべきという意見と放送信号の盗取について放送機関に対して適切な保護が与えられればよいという柔軟性を求める意見との間に合意は得られず、両者を議長テキストに反映したうえで次回会合において引き続き議論することとなった。

（2）権利の制限と例外

ア．経緯等

著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005年以降、議題化されている。現在、（i）図書館とアーカイブのための制限例外と、（ii）教育、研究機関等のための制限例外が議論対象となっている。両議題とも、既存の枠組みを超える新たな国際的枠組み（特に、法的拘束力のあるもの）は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

イ．議論の概要

前回会合にて採択されたアクションプランに基づき事務局が実施した図書館、博物館、教育と研究機関等に関する研究結果が研究者から報告された。今後も引き続き、アクションプランに基づく作業が行われる予定である。

（3）その他の議題について

ア．デジタル環境に関連する著作権の分析

事務局から、今後の調査・研究についてデジタル音楽サービスを対象とし、現状の権利関係、ライセンスの運用、収益の分配等について、今後2年間事務局が調査を実施し、本委員会に調査の状況が随時報告されることとなった。

イ．追及権

事務局から、これまでの議論の経緯及び実務に関する事実調査を行うタスクフォースについての説明が行われ、タスクフォースの調査結果について次回会合で報告されることとなった。

我が国からは、追及権の対象となる取引や捕捉の問題、分配の透明性の確保や権利者不明時の問題、国際的な取引においてどこの国の法律が適用されるのか等についても調査すべきであると提案を行った。

ウ．舞台演出家(theater director)の保護

² 「番組搬送信号の再送信」には、蓄積された信号へのアクセスの提供が含まれる。

事務局から、世界各国における舞台演出家の保護の状況について調査を行い、次回会合にて最終報告が報告されることとなった。

4. 今後の予定

次回 SCCR は、令和元年 10 月 21 日～10 月 25 日に開催予定である。